

児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

県内でも戦後生まれの方の割合が8割を超え、実際に戦争を体験された方の生の声を聞くことが年々困難になっていることから、戦争の記憶を次世代へつなぐ取組を強化することの重要性が高まっており、令和7年度に迎える戦後 80 年の節目に児童生徒に向けた平和啓発を行うため、県内で戦争体験を次世代へ語り継ぐ活動をされている語り部による証言動画を作成します。

2 業務内容

(1) 業務名

児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託

(2) 業務実施期間

契約締結の日から令和7年3月24日(月)

(3) 契約上限額

4,565,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(4) 契約者数

1者

(5) 業務仕様書

「児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

4 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)
- イ 上記アの添付書類

(2) 提出期限

令和6年5月9日(木)12時(必着)

(3) 提出方法

17の担当部局に、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

※郵便、民間事業者による信書便の場合は必ず到着を確認してください。

5 質問の提出及び回答

(1) 質問の受付期間

企画提案コンペに関する質問は、質問書(様式3)により、令和6年5月1日(水)12時(必着)までに17の担当部局に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(2) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月8日(水)17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。電話・メール等での直接回答は行いません。

6 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和6年5月22日(水)にすべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記6(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料

企画提案書等は、「児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託企画提案書作成要領」に基づいて作成し、提出してください。

(3) 提出期間

参加資格決定通知を受領した日から令和6年5月24日(金)17時まで(必着)

(4) 提出方法

17の担当部局に、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。
※郵便、民間事業者による信書便の場合は必ず到着を確認してください。

8 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する「児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容の書類審査及びプレゼンテーションを行い、見積価格を勘案のうえ総合的に評価して最優秀提案者を選定します。

(2) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、WEB会議システム等を活用して実施する場合があります。

ア 実施日（予定）

令和6年5月31日（金） ※別途通知します。

イ 場所

三重県庁会議室もしくは周辺施設会議室 ※別途通知します。

ウ 時間

別途通知します。

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

・プレゼンテーションは事前にご提出いただく企画提案書、見積書等のみを用いて説明してください。

・企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に別紙2「児童生徒向け平和啓発動画制作業務委託企画提案コンペ選定基準」に基づく書類審査を行い、優秀提案者を5件程度選定したうえで、当該優秀提案者のみによるプレゼンテーションを実施します。

(3) 評価項目（配点比率）

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定します。

なお、「ウ 企画性及び専門性」を重視した配点とします。

ア 業務の実施体制（1）

・自社の強みやノウハウを生かした視点で提案がなされ、業務を確実に実施できる人員・体制となっているか。

イ 業務実施スケジュール（1）

・業務仕様書「5 業務内容」で示す業務内容に柔軟に対応できるよう、余裕を持ったスケ

ジュールが設定されているか。

ウ 企画性及び専門性(3)

- ・業務仕様書「5 業務内容」を実施するにあたって、業務の目的を達成するために必要な専門的知見やノウハウ等を有し、それらを活かして高い事業効果が十分期待できるか。
- ・児童生徒の興味を引くような工夫や魅力的な動画構成等の提案を行うことが出来ているか。
- ・効果的な広報の提案を行うことが出来ているか等。

エ 経費の妥当性(1)

- ・業務仕様書「5 業務内容」が適正に実施され、積算内容(単価や数量)が妥当と考えられ、限られた予算内での効果的、効率的な提案をしているか。

(4) 選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(5) 審査結果については、令和6年6月3日(月)(予定)に各提案者に対して文書により通知します。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

(1) 上記8により選定された最優秀提案者は、以下の資料を提出してください。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないことの証明用)(有料)」(所管税務署が過去6か月以内に発行したもの)の写し(提示可)

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書(無料)」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの)の写し(提示可)

ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

エ 業務スケジュール

※三重県政策企画部政策企画総務課が指示した日までに提出してください。

※3(3)、(4)及び(5)を満たさなかった場合は、最優秀提案者の権利が次点以下の者に移ります。

※エについて、提出後に三重県と協議してください。

- (2) 当該業務を履行できると三重県知事が判断した企画提案者であって、三重県会計規則第65条第3項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。
- (3) 契約条項は、別に示します。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。
ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとします。
- (7) 契約書の作成に要する費用は、全て受注者の負担とします。
- (8) 契約は、三重県政策企画部政策企画総務課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

業務委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

13 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、企画提案コンペ参加者の負担となります。

- (2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。
- (4) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 選考経過は公表しません。
- (6) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。
- (8) 企画提案の内容は、委託業者選定を目的としたものであり、当該企画提案の一部について変更する場合があります。

17 担当部局(問い合わせ先)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県政策企画部 政策企画総務課 企画調整班
電話:059-224-2009/FAX:059-224-2069
e-mail:seisaku@pref.mie.lg.jp